

地域生活支援事業について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

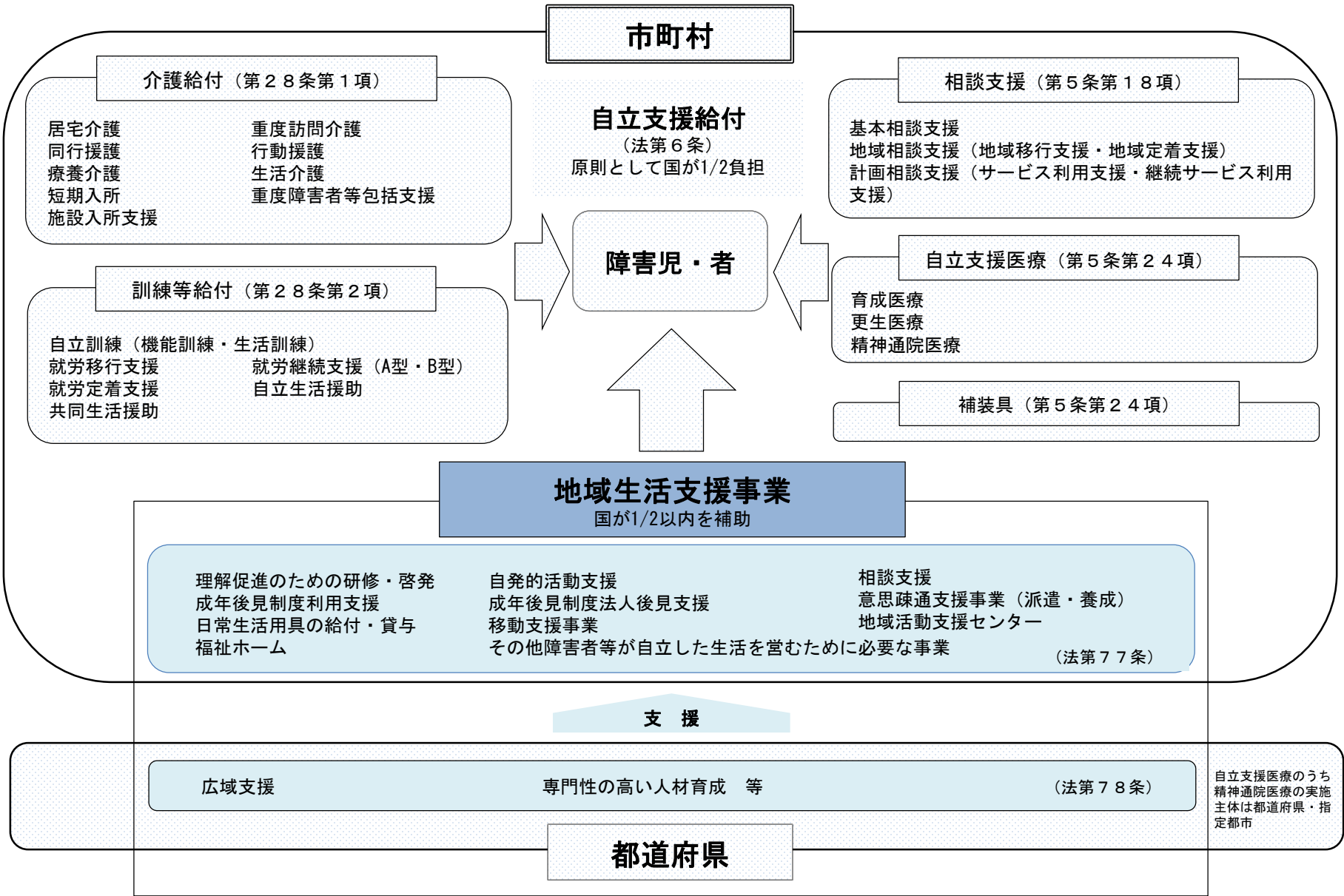
現状・課題

- 地域生活支援事業については、市町村等において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を実施しており、障害福祉分野において地域づくり等の役割を果たしている。
- さらに、地域共生社会の実現等を図るため、理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業等の実施により、障害者等に対する理解の促進を図っている。
- こうした中、事業ニーズは増大しているものの、予算額の伸びには一定の制約があるため、自治体や当事者団体から予算の確保や障害者個人に対する事業の個別給付化を要望されている。また、総務省から、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、適切な事業の在り方の見直しについて、指摘を受けている。
- 一方、個別給付は個別明確なニーズに対応するものとして、指定事業者に関する基準や報酬額の基準を設けることによる全国一律な実施が求められるところであるが、様々な要因により、個別給付の対象となりうる障害者等に対するサービスを地域生活支援事業が担っている場合もある。

検討事項（論点）

- 地域生活支援事業に含まれる事業のうち、日中一時支援等の障害者等個人に対する支援が含まれる事業について、個別給付における訪問系サービス、通所系サービス等との利用対象者像の関係等の実態把握や整理を行い、その在り方について検討し、障害福祉サービスの適切な利用の推進を図ることについて、どう考えるか。
（実態把握を行う際の観点）
 - ・ 生活介護と日中一時支援との利用状況
 - ・ 個別給付が使えるにも拘わらず、地域生活支援事業により実施している事業等

障害者総合支援法に基づく給付・事業



地域生活支援事業等について

令和4年度予算額：518億円（令和3年度予算額：513億円）

概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

事業内容

○ 地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

(1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況

[柔軟な形態] ① 委託契約・広域連合等の活用 ② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能

③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

・ 補助率 ※**統合補助金**

市町村事業：国 1 / 2 以内・都道府県 1 / 4 以内で補助、都道府県事業：国 1 / 2 以内で補助

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度に創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

・ 補助率 国 1 / 2 又は定額（10 / 10相当）

（参考）地域生活支援事業費等補助金予算額の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	450億円	460億円	462億円	464億円	464億円	488億円	493億円	495億円	505億円	513億円	518億円

地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和4年度予算額)

令和4年度予算額

地域生活支援事業費等補助金	518億円	(令和3年度予算額 513億円)	
(うち地域生活支援事業)	453億円	(令和3年度予算額 451億円)	補助率：50／100以内
(うち地域生活支援促進事業)	65億円	(令和3年度予算額 62億円)	補助率：1／2又は定額

※ 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業（障害分）の対応分を含む。

- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分（基本事業の交付税措置分を除く）
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業分（ " " ）

主な見直し内容

1. 地域生活支援事業

- 「**地域生活定着支援センターとの連携強化事業**」【**新設**】（市町村事業：任意事業）
障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等の抱える課題等を把握し、地域において孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う者を市町村に配置し、地域生活定着支援センターとの連携の強化を図る。

2. 地域生活支援促進事業

- (1) 「**発達障害者支援体制整備事業**」【**拡充**】（都道府県事業、補助率：1／2）
市町村や事業所等が抱える困難事例への対応力強化を図るため、発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制強化を行う。
- (2) 「**医療的ケア児等総合支援事業**」【**一部新規**】（都道府県事業、補助率：1／2）
都道府県において、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置が推進されるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置に係る補助の拡充を行い、医療的ケア児とその家族への支援の充実を図る。
- (3) 「**精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業**」【**拡充**】（都道府県事業、補助率：1／2）
都道府県等が実施する圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催、アウトリーチ支援やピアサポートの活用等に対する補助の拡充を図る。

(令和4年度予算)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業

- 1 理解促進研修・啓発事業
- 2 自発的活動支援事業
- 3 相談支援事業
 - (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業
 - (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
- 4 成年後見制度利用支援事業
- 5 成年後見制度法人後見支援事業
- 6 意思疎通支援事業
- 7 日常生活用具給付等事業
- 8 手話奉仕員養成研修事業
- 9 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- 1 日常生活支援
 - (1) 福祉ホームの運営
 - (2) 訪問入浴サービス
 - (3) 生活訓練等
 - (4) 日中一時支援
 - (5) 地域移行のための安心生活支援
 - (6) 巡回支援専門員整備
 - (7) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
 - (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
 - (9) 児童発達支援センターの機能強化
 - (10) 地域生活定着支援センターとの連携強化事業【新規】**
- 2 社会参加支援
 - (1) レクリエーション活動等支援
 - (2) 芸術文化活動振興
 - (3) 点字・声の広報等発行
 - (4) 奉仕員養成研修
 - (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
 - (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
- 3 就業・就労支援
 - (1) 盲人ホームの運営
 - (2) 知的障害者職親委託

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

(令和4年度予算)地域生活支援事業(都道府県事業)

(参考) 交付税を財源として実施する事業
・ 障害児等療育支援事業

必須事業

- 1 専門性の高い相談支援事業
 - (1) 発達障害者支援センター運営事業
 - (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 - (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- 5 広域的な支援事業
 - (1) 都道府県相談支援体制整備事業
 - (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
 - (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業

- 1 サービス・相談支援者、指導者育成事業
 - (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
 - (2) 相談支援従事者等研修事業【**拡充**】
 - (3) サービス管理責任者研修事業【**拡充**】
 - (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
 - (5) 障害者ピアサポート研修事業
 - (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
 - (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
 - (8) 精神障害関係従事者養成研修事業
 - (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
 - (10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業

- 2 日常生活支援
 - (1) 福祉ホームの運営
 - (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練
 - (3) 音声機能障害者発声訓練
 - (4) 児童発達支援センターの機能強化
 - (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
 - (6) 医療型短期入所事業所開設支援
 - (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
- 3 社会参加支援
 - (1) 手話通訳者設置
 - (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
 - (3) 点字・声の広報等発行
 - (4) 点字による即時情報ネットワーク
 - (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
 - (6) 奉仕員養成研修
 - (7) レクリエーション活動等支援
 - (8) 芸術文化活動振興
 - (9) サービス提供者情報提供等
 - (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業
 - (11) 企業CSR連携促進
- 4 就業・就労支援
 - (1) 盲人ホームの運営
 - (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)
 - (3) 一般就労移行等促進
 - (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
 - (5) 就労移行等連携調整事業
- 5 重度障害者に係る市町村特別支援
- 6 障害福祉のしごと魅力発信事業

(令和4年度予算)地域生活支援促進事業

都道府県事業

- | | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 14 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 15 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業【拡充】 | 16 「心のバリアフリー」推進事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 17 身体障害者補助犬育成促進事業 |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業 | 18 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 6 工賃向上計画支援等事業(※)【一部新規】 | 19 発達障害診断待機解消事業 |
| 7 障害者芸術・文化祭開催事業(※) | 20 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業【拡充】 |
| 8 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 | 21 障害者ICTサポート総合推進事業 |
| 9 医療的ケア児等総合支援事業【一部新規】 | 22 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |
| 10 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修) | 24 聴覚障害児支援中核機能モデル事業(※) |
| 11 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 | 25 地域における読書バリアフリー体制強化事業 |
| 12 成年後見制度普及啓発事業 | 26 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※) |
| 13 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 | |

市町村事業

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 18 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 23 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 |
| 9 医療的ケア児等総合支援事業 | 26 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※) |
| 12 成年後見制度普及啓発事業 | 27 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 |

(注) (※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。